

令和6年11月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和6年11月28日（木）
開会 午後1時30分
閉会 午後2時25分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）
- 3 出席委員
農業委員10名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、課長補佐、主査2名
- 7 議題等
第23号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第24号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第25号議案 農用地利用集積計画の決定について
報告事項17 農地法第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、10名です。 定足数に達しておりますので、これより11月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、横井利夫委員、荒谷弘美委員にお願いをいたします。 本日の付議事件は、第23号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」が1件、第24号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が2件、第25号議案「農用地利用集積計画の決定について」が1件でございますのでよろしく申し上げます。 それでは早速ですが、第23号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。

課長補佐	<p>それでは、第23号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>この議案は、農地法第3条の規定による許可申請について、農業委員会の許可を受ける必要があるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>第23号議案の説明は、以上でございます。農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願いします。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
荒谷弘美 委 員	<p>11月21日、松原圭子委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は北山町地内で、中央通りを南下し、西の野町五丁目交差点を東へ約200メートル進んだところにあり、周辺を農地に囲まれています。</p> <p>申請内容は所有権移転であり、譲渡人が高齢で営農が困難になったこと、譲受人の自宅が申請地近くにあり、農業経営規模拡大を図ることが可能であることが申請理由です。</p> <p>譲受人を訪問した際は母が耕作しており、譲受人も年間を通して積極的に農業を営んでいます。</p> <p>譲受人は現在自己所有地で耕作しており、農機具等の所有状況や農業経営の状況から見ても問題はないと考えます。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>第23号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
森下幸夫 委 員	<p>売買金額の理由について何か分かりますか。</p>
事務局	<p>金額の理由については分かりません。</p>
森下幸夫 委 員	<p>農地の金額の上限や下限はありますか。</p>
課長補佐	<p>当事者同士で決めていただくことですので、特にありません。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので、これより採決に移ります。</p> <p>第23号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>

委 員	【挙手全員】
会 長	<p>挙手全員により、第23号議案については、許可することに決まりました。</p> <p>続いて、第24号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p>それでは、第24号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>この議案は、農地法第5条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。なお、申請が2件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いいたします。</p> <p>【番号1 調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。番号1の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
飯沼勝則 委 員	<p>11月26日、松原昭平委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は上の山町地内で、中央通り宮下橋南の交差点から東へ約350メートルに位置しています。</p> <p>周辺の状況は、東側は作業所、西側は資材置場、南側と北側は道路となっています。</p> <p>申請目的は、譲受人は建設業を営んでおり、順調に業績を伸ばして事業内容を拡大し、早急に資材置場が必要になりました。</p> <p>西側の土地については令和4年と令和5年に農地法第5条の規定に基づく農地転用に関する許可を受けています。</p> <p>今後の事業の基盤となる重要な土地であり、譲受人が定めている土地選定方針を満たしています。また、農地所有者も高齢で耕作の意思がありません。</p> <p>隣接する農地はなく、周辺農地に影響を及ぼすことはありません。また、万一附近へ被害を及ぼす行為が発生したときは責任をもって解決する旨、申請書に記載があります。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>

会 長	説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
森下幸夫 委 員	申請地北側の農地について転用する必要はありませんか。転用しないと北側からの進入ができないのではないのでしょうか。
飯沼勝則 委 員	進入路は別のため、事業には支障がないと思われます。
事務局	北側の農地については、国や県、市等の所有地の可能性があります。
会 長	質問もないようですので、採決に移ります。番号1について、賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、番号1については、許可相当とすることに決まりました。続いて、番号2について、事務局から説明をお願いします。
課長補佐	【番号2 調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。 その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。番号2の説明は以上でございます。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
杉原圭子 委 員	11月22日、荒谷弘美委員と現地を調査しました。 本案件は9月の定例総会で農用地利用計画の変更について審議しており、詳細はその際に報告しています。 今回は権利設定の許可申請であり、申請書には転用にあたり被害防除に努めるとともに、仮に隣地の農地等に被害が発生するおそれが生じた場合又は被害が発生した場合には、その防除について万全の措置をすること、工事中または工事完了後において、隣地土地所有者等から苦情があった場合には自らの責任で誠意を持って対処することが記載されています。 申請地の北側との境目には農業用水路が流れています。これに蓋をして周辺との境にはC P型の擁壁を設置する予定です。 以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。
会 長	説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
横井利夫 委 員	C P型とは何ですか。

荒谷弘美 委 員	コンクリートの擁壁になります。
事務局次長	コンクリートブロックの中が空洞になっており、そこにコンクリートを流して一体化するという手法です。
柘原圭子 委 員	周辺農地に影響がないようになっていると思います。
会 長	質問もないようですので、採決に移ります。番号2について、賛成のかたは挙手をお願いします。
会 長	挙手全員により、番号2について賛成することに決定しました。 続いて、第25号議案「農用地利用集積計画の決定について」事務局から説明をお願いします。
課長補佐	それでは、第25号議案について説明します。 この議案は、従前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、市町村が農用地利用集積計画の決定を農業委員会に求めるもので、農地中間管理機構が土地所有者と耕作者、それぞれと同時に賃借権を設定するものでございます。 内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【第25号議案 調書の説明】 なお、権利の設定を受ける者は、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金であることから、従前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件に適合していることを申し添えます。よろしくご審議をお願いします。
会 長	説明が終わりました。これより質疑に移ります。 第25号議案について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
森下幸夫 委 員	受け手は男性ですか、女性ですか。
課長補佐	現在尾張旭市農学校に通っている女性で、農協から野菜を中心に指導を受けています。 対象地について、これまで農協を通じて契約して耕作していた方が耕作を続けられなくなったため、中間管理事業に移行して新たに権利設定を行うこととなりました。
飯沼勝則 委 員	松原昭平委員と現地を確認した際にお会いしましたが、若い方でした。現地は整理されており、すぐにも耕作可能なところでした。
森下幸夫 委 員	水の確保が大変かもしれません。
飯沼勝則 委 員	水を溜める桶のようなものや倉庫もあったように思います。

水野政起 委 員	使用貸借とのことで、賃料はありませんか。
課長補佐	賃料はありません。
会 長	他に質問もないようですので、採決に移ります。 第25号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	これをもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。報告事項17「農地法第5条の規定による届出の専決について」事務局より報告をお願いします。
課長補佐	それでは、報告事項17「農地法第5条の規定による届出の専決について」説明させていただきます。 農地法第5条の規定による届出が、3件で525平方メートル、主な概要は、印場元町地内ほかで一般個人住宅2件、露天駐車場1件です。これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	1点ございます。先月お伝えさせていただいたとおり、農地パトロールの結果、遊休農地と判断された土地の所有者に対して、利用意向調査を実施させていただきますので、ご承知おきください。なお、詳細については、事務連絡にて説明させていただきます。 お知らせは以上でございます。
会 長	それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。 次回農業委員会は12月26日(木)午後3時30分から201会議室にて開催を予定しております。 これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。